

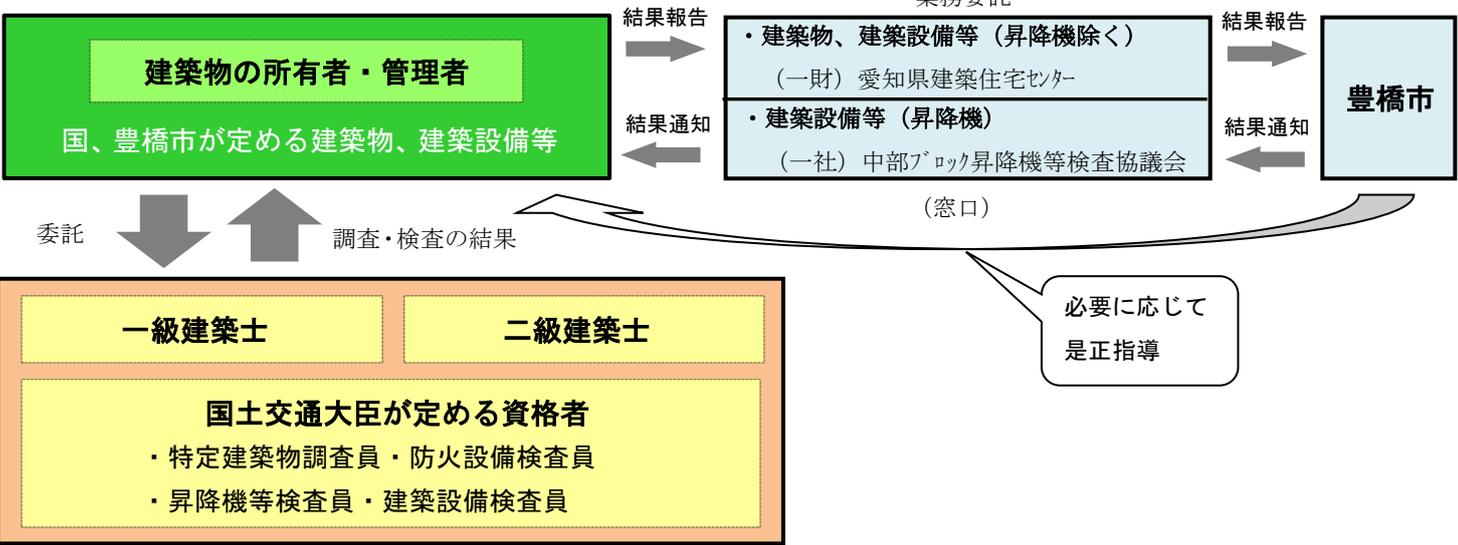
# 建築基準法の定期報告制度について

**◆定期報告制度とは・・・**  
 高齢者・障害者等が就寝する建築物や不特定多数の者が利用する建築物では、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあり、より一層の安全確保が必要です。そこで、思わぬ事故を防ぎ、地震や火災等の災害時の被害を軽減させるため、建築物の所有者又は管理者に対して、建物の維持管理の状況を定期的に専門家に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告することを義務づけた制度です。

建築物の調査を3年に1度、建築物に設置された防火設備等の建築設備の検査を1年に1度、専門技術を有する資格者に調査・検査させ、その結果を豊橋市へ報告することが義務化されています。

- 定期調査(建築物)
  - <対象建築物> (※裏面表①参照)
    - ・国及び豊橋市が定めた防火上・避難上重要な建築物
  - <調査報告の時期>
    - ・3年に1度
  - <調査資格者>
    - ・一級建築士、二級建築士
    - ・国土交通大臣が定める資格者(特定建築物調査員)
  
- 定期検査(建築物に設けられた建築設備)
  - <対象建築設備> (※裏面表②参照)
    - ・定期調査の対象建築物等に設置された換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、防火設備
  - <調査報告の時期>
    - ・1年に1度
  - <調査資格者>
    - ・一級建築士、二級建築士
    - ・国土交通大臣が定める資格者(防火設備検査員、建築設備検査員、昇降機等検査員)

**◆定期調査・検査の報告までの流れ**



<定期報告の対象となる建築物・建築設備等>

表① 対象となる建築物の用途・規模と報告時期

該当する用途の床面積が 200 m<sup>2</sup>以下のもの又は該当する用途が避難階のみにあるものは対象外です。

建築物用途	対象規模 (次のいずれかに該当するもの)	報告時期 (3年毎)
劇場、映画館、演芸場	①3階以上又は地階にある※ ②客席の床面積が 200 m <sup>2</sup> 以上 ③主階が 1 階にない	令和 5 年(2023 年) 9/1~11/30
観覧場、公会堂、集会場	①3階以上又は地階にある※ ②客席の床面積が 200 m <sup>2</sup> 以上	令和 5 年(2023 年) 9/1~11/30
病院、診療所(患者の収容施設があるもの)		令和 7 年(2025 年) 9/1~11/30
就寝用福祉施設 (サービス付き高齢者向け住宅、老人ホーム、老人短期入所施設等、障害者支援施設、助産所等)	①3階以上又は地階にある※ ②2階の床面積が 300 m <sup>2</sup> 以上	令和 6 年(2024 年) 6/1~8/31
旅館、ホテル		令和 7 年(2025 年) 6/1~8/31
体育館、図書館等、ポーリング場、水泳場等のスポーツ練習場(いずれも学校に付属するものを除く)	①3階以上の階にある※ ②床面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上	令和 6 年(2024 年) 9/1~11/30
物品販売業店舗、展示場、遊技場、公衆浴場、飲食店等	①3階以上又は地階にある※ ②2階の床面積が 500 m <sup>2</sup> 以上 ③床面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上	令和 5 年(2023 年) 6/1~8/31
事務所その他これに類する用途 (事務所その他これに類する用途とは、居室の利用形態が専ら執務の用に供される事務所に類似した用途を示し、金融業、不動産業の店舗の他、利用形態により教育施設等も含まれる。)	次のいずれにも該当するもの ①階数が5以上 ②床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 超 ③3階以上の階又は地階にある	令和 6 年(2024 年) 9/1~11/30
複合用途	次のいずれにも該当するもの ①床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 超 ②3階以上の階又は地階にある	令和 7 年(2025 年) 9/1~11/30

※該当する用途の床面積が 100 m<sup>2</sup>以下のものは除く。

表② 対象となる建築設備と報告時期

建築設備	対象規模	報告時期 (毎年)
換気設備 (給気機及び排気機に限る)	定期報告対象建築物に設置されたもの	毎年 6/1~11/30
排煙設備 (自然排煙設備を除く)		
非常用の照明装置 (予備電源内蔵型を除く)		
防火設備 (常時閉鎖式、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備は除く)	①定期報告対象建築物に設置されたもの ②①以外の規模の病院、有床診療所又は就寝用福祉施設で床面積が 200 m <sup>2</sup> 以上の建築物に設置されたもの	
昇降機	令第 129 条の 3 第 1 項に規定される昇降機	毎年 (検査済証の交付を受けた日の属する月の前 1 月間)
遊戯施設	・ウォーターシュート、コースターその他これに類する高架の遊戯施設 ・メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	

【定期報告に関するお問い合わせ】

豊橋市役所建設部建築指導課 監察グループ

住 所：豊橋市今橋町 1 番地

電 話：0532-51-2588 FAX：0532-56-3815

メール：kenchikushido@city.toyohashi.lg.jp